

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 特別支援教育課	近藤 亮二
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑦ インクルーシブ教育システム※の構築に向けた特別支援教育の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	86,741

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)										(取組項目)	
障害のある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズなどに応じた、きめ細かな教育を推進します。 ※インクルーシブ教育システム: 共生社会の形成に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み										i) 特別支援学校の適正配置及び個に応じた指導・支援の充実 ii) 自立や社会参加を目指したキャリア教育・就労支援等の充実 iii) 乳幼児期から高校卒業までの切れ目ない支援体制の整備 iv) 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上	
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	目標値①		94.0%	94.5%	95.0%	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上 (R7)	市町教育委員会や学校等を対象とした研修会等を通して「個別の教育支援計画」の作成や効果的な活用等について周知を行い、組織的な活用を促してきた結果、令和5年度の実績値は98.2%となり、目標値を達成した。	
		実績値②	93.6% (R元)	94.9%	98.0%	98.2%			進捗状況	今後も引き続き、「個別の教育支援計画」の作成の意義や必要性について理解を深めていくとともに、学校間での確実な引き継ぎや、全ての教職員での情報共有など効果的な活用について更なる周知を図る。また、一貫した指導や支援を行うことができる体制づくりを推進し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた、きめ細かな教育を推進していく。	
		達成率②／①		100%	103%	103%			順調		

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 （令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等
				R4実績	うち一般財源	人件費 （参考）		主な指標	R4目標	R4実績	達成率	
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業			他の評価対象事業 （公共、研究等）	事業対象		
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	障害のある子どもの医療サポート事業	58,993	39,760	2,296	●事業内容 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、必要な学校に医療的ケア看護職員を配置する。 ●実施状況 医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校7校に、医療的ケア看護職員22名を配置し、医療的ケアを実施した。 また、医療的ケア看護職員との連携・協働による医療的ケアを実施するため、特別支援学校の教員を対象に、認定特定行為業務従事者となるための喀痰吸引等研修を実施した。 市町教育員会の医療的ケア担当者向けの研修会を実施した。	【活動指標】	22	22	100%	●事業の成果 ・医療的ケア看護職員を目標どおりに配置することができ、医療的ケア看護職員及び教員の研修を実施したことで、医療的ケアを必要とする児童生徒のより安全・安心な学校生活の確保につながった。また、市町教育委員会の医療的ケア担当者向けの研修会を実施したことで、ガイドラインの策定等、各市町教育委員会の体制整備が進んだ。 ・「特別支援学校における医療的ケア児の通学支援実施要項」を策定し、通学支援の実施に必要な事項を定め、周知を図るなど、令和6年度から医療的ケア児の通学支援を実施する準備が進んだ。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医療的ケア児に対する個別の教育支援計画の効果的な作成・活用について周知を行い、医療や家庭、小学校等と連携を促してきた結果、適切な医療的ケアにつながり、目標達成に寄与した。
				64,354	43,520	2,298			22	22	100%	
				105,551	75,152	2,335						
								【活動指標】				
								医療的ケア通学支援看護職員の配置数(人)	6			
								【成果指標】	100	100	100%	
								医療的ケアの必要な児童生徒の安全な学校生活の確保(%)	100	100	100%	
			H16-	医師法第17条		【成果指標】						
			特別支援教育課	○	—	—	特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒	通学支援を利用する医療的ケア児の安全な通学の確保(%)	100			

取組項目 ii	○	2	障害のある子供の活躍 応援事業				●事業内容 キャリア検定の実施やICT人材育成等を通して特別支援学校の生徒が卒業後の進路に主体的に向き合う意欲の向上を図る取組を推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して企業等との相互理解を深め、新たな職域への就労の可能性を広げる取組を推進する。 ●実施状況 高等部生徒を対象として清掃の技能を高めるため、テーブル拭き、自在ぼうき、モップ、ダスタークロスの清掃4種目のキャリア検定を7回実施した。また、宛名ラベル貼りや資料の封入など、事務作業に活かせる検定種目「事務アシスタント」を1回実施した。 さらに、スポーツ体験プログラムやスポーツイベント出演など活躍の機会を10回創出した。	【活動指標】 特別支援学校の児童生徒の体験・活躍の場の提供回数(回)				●事業の成果 ・キャリア検定の実施やICT人材育成等を通して生徒が卒業後の進路に主体的に向き合う意欲の向上を図ることができた。 ・スポーツのイベントや体験活動の場を提供することで、生徒の自己肯定感を高めることができた。 ・緊張感のある雰囲気の中でキャリア検定を実施することで、生徒が達成感を感じることができ、主体的に進路に向き合う意欲の向上に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・キャリア検定の受検等、目標を設定して主体的に進路や課題に向き合う機会を提供したことにより、課題や支援目標等について、本人、保護者と共通理解を図るツールとして個別的教育支援計画が活用されたことで、作成の意義や必要性についての理解を深めることに繋がった。
				5,112	3,297	4,596			16	18	112%	
				9,303	6,961	4,669			16			
				—					60	81	135%	
			R5-7	—			70					
取組項目 iii		3	高等学校における特別 支援教育支援員活用事 業	9,739	9,739	766	●事業内容 特別な教育的支援が必要な生徒の学習活動や学校生活等の支援を教職員と連携して行う特別支援教育支援員を、配置の必要な高等学校に配置する。 ●実施状況 特別な教育的支援が必要な生徒の学習活動や学校生活等の支援を教職員と連携して行う特別支援教育支援員を、高等学校9校に9名配置した。	【活動指標】 特別な支援が必要な生徒に関する校内委員会の開催(回)	45以上を維持	48	100%	●事業の成果 ・配置された特別支援教育支援員が、学習支援や日常生活動作の援助を適切に行ったことで、障害のある生徒や特別な支援を必要とする生徒が円滑に教育活動に取り組めるようになり、学校生活の充実に繋がった。 ・特別支援教育支援員の研修に特別支援教育コーディネーターも参加するようになるとともに、管理職向けの説明会を実施したことで、特別支援教育支援員を活用した校内支援体制の充実に繋がった。
				12,931	12,931	766			45以上を維持	66	100%	
				21,025	21,025	1,168			45以上を維持			
				—					90以上を維持	92.1	100%	
			H27-	—			90以上を維持	97.3	100%			
取組項目 iv	○	4	発達教育指導費	1,813	1,813	2,296	●事業内容 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の幼児児童生徒への指導・支援の充実や教職員の専門性の向上を図るために、研修を実施したり、特別支援学校による地域における特別支援教育に関するセンター的機能の充実を図る。 ●実施状況 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の教職員を対象とした研修会を実施した。また、特別支援学校が、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校に対して、来校相談、派遣相談、電話相談を実施した。	【活動指標】 特別支援学校の相談・支援活動実績(件)	5,000	2,767	55%	●事業の成果 ・特別支援学校への相談件数は前年度から減少しているが、継続した相談対応により、幼稚園や保育所、小・中・高等学校における特別支援教育の充実に繋がった。また、発達障害等教育支援研修会はオンデマンド形式による実施とし、延べ1,000人以上の受講があった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・発達障害等教育支援研修会の中で、個別的教育支援計画による確実な引継ぎをキーワードとして提示したことで、目標達成に寄与した。
				4,344	3,865	6,128			3,000	2,584	86%	
				5,007	4,607	6,225			3,000			
				—					90以上を維持	99.3	100%	
			—	—			90以上を維持	99.0	100%			
特別支援教育課	—			90以上を維持								

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	●実績の検証及び解決すべき課題 特別支援学校の適正配置については、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画に基づき、令和6年4月に「長崎県立鶴南特別支援学校時津分校」を本校化し、「長崎県立時和特別支援学校」を設置した。しかし、地域や学校によっては小・中学部に在籍する知的障害の児童生徒数が増加していることから、今後も全県的な視点に立って、児童生徒数の見込みや地域の教育的ニーズを踏まえた教育環境整備を検討していく必要がある。 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の通学支援については、実施に向けた対象児童生徒の検討、実施要項の策定等を令和5年度に行った。今後は、医療的ケア児が安全・安心に通学するための通学支援の実施体制の検証及び構築が求められる。	●課題解決に向けた方向性 令和3年度に策定した、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、今後も児童生徒数の見込みや地域の特性、幼児児童生徒や保護者のニーズなどを踏まえた実施計画を考慮した教育環境整備を検討していく。 医療的ケア児が安全・安心に通学するための実施体制を構築するため、課題や好事例を収集し、通学支援実施校に共有していく。
---	---	--

ii	自立や社会参加を目指したキャリア教育・就労支援等の充実	
	●実績の検証及び解決すべき課題 キャリア検定(清掃、事務アシスタント)で身に付けた技能を生かして、教育・医療・福祉等の幅広い分野で、清掃員や事務担当として就職することができた。しかし、ICT関連企業への就職者はおらず、今後は、在宅勤務など多様な働き方も視野に入れて、新たな職域に対応した職業教育を充実させる必要がある。また、特別支援学校の生徒が様々な経験を通して自己肯定感を高め、卒業後の就労に向けて主体的に取り組む力を育むとともに、企業等に対して特別支援学校の理解啓発を促進していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 キャリア検定の実施やICT人材育成、スポーツ体験活動等を通して自己肯定感を高め、特別支援学校の生徒が卒業後の進路に主体的に向き合う意欲の向上を図る取組を推進するとともに、企業等との相互理解を深め、新たな職域への就労の可能性を広げる取組を推進する。昨年度に引き続き、ICTを活用した就労に必要な指導内容や指導方法の開発に取り組むとともに、ICTを活用した新たなキャリア検定(アノテーション)を開発し、キャリア教育や職業教育の充実に取り組んでいく。
iii	乳幼児期から高校卒業までの切れ目ない支援体制の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 長崎県教育支援チームを活用した早期からの教育相談・支援体制の整備に取り組むとともに、特別な支援を要する生徒が在籍する高等学校に特別支援教育支援員を配置したり、通級指導教室を配置したりするなど、継続的な支援体制の整備に取り組んでいる。通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、切れ目ない支援体制を構築するためには、進級や進学、就職時に個別的教育支援計画を活用した適切な引継ぎ、将来の自立や社会参加を目指した校内支援体制を充実させる必要がある。	●課題解決に向けた方向性 支援対象の児童生徒に必要な支援を行うことができるよう、また、支援対象の児童生徒が必要な支援を継続して受けられるよう、市町教育委員会等と連携し、切れ目ない支援体制の整備と、児童生徒に必要な支援を確実に引継ぐため、個別的教育支援計画の引継ぎに係るモデル案を検討する。また、個別的教育支援計画に関するリーフレットを作成し、その必要性や引継ぎの重要性について周知・啓発を図る。
iv	特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上	
	●実績の検証及び解決すべき課題 特別支援教育の対象となる幼児児童生徒が増加する中で、障害種に応じた教育の専門性が求められることから、担当する教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題である。また、通常の学級に発達障害等の児童生徒が在籍していることから、発達障害等に関する知識や必要な配慮等について、全ての教職員が正しい理解と認識を深め、障害のある子どもに対して組織的な対応ができるようにしていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の全ての教職員を対象としたオンデマンド形式による発達障害等教育支援研修会の内容をさらに充実させるとともに、管理職員を対象として特別支援教育の推進に向けた組織マネジメントに係る研修を実施し、園や学校全体の専門性向上を図っていく。また、特別支援教育の推進に向けた計画的な人材育成を図るため、各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした特別支援教育次世代リーダー養成研修を実施する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」と、見直しが無い場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	障害のある子どもの医療サポート事業	令和6年度より、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、通学車両(福祉タクシー)に医療的ケア通学支援看護職員が同乗し、スクールバスの利用が困難な医療的ケア児の通学支援を行っている。通学支援対象児童生徒が在籍する特別支援学校3校に6名の配置を行った。	②	医療的ケアが必要な児童生徒の通学に当たって、保護者の負担軽減を図り、より安全に通学するため、医療的ケア看護職員並びに医療的ケア通学支援看護職員と教員の更なる専門性の向上に取り組む。	改善
			H16-				
			特別支援教育課				
取組項目 ii	○	2	障害のある子供の活躍応援事業	ICTを活用した新たなキャリア検定(アノテーション)の実施に向け仕様書や評価基準を作成し、ICT活用キャリア教育開発協議会で検討した。生徒の自己肯定感の更なる高まりを目指し、生徒の興味関心を考慮したスポーツ体験活動のプログラムの見直しを図り実施する。	②	スポーツ体験活動等を通して、生徒の自己肯定感を高めるとともに、関係企業との連携を強化し、職場実習、障害者雇用につなげる仕組みづくりを行う。また、キャリア検定(アノテーション)を実施しながら、新たな働き方や職域への就労の可能性を広げるための職業教育の充実を図っていく。	改善
			R5-7				
			特別支援教育課				

取組項目 iii		3	高等学校における特別支援教育支援員活用事業	全高等学校へ特別な教育的支援を必要とする生徒の実態やニーズの調査、肢体不自由生徒の在籍状況の調査を行い、その結果をもとに、配置校を精査し、令和6年度は10校に11名の配置を行った。	②	高等学校における特別支援教育支援員を有効に活用するために、管理職向けの研修会や説明会の実施、特別支援教育コーディネーター・担任・教科担当との連携及び個別的教育支援計画、個別の指導計画の活用等の校内支援体制の構築に向けた研修、WEB配信を行う。また、特別支援教育支援員配置校への視察等を行い、特別支援教育支援員の活用状況を把握するとともに、必要に応じて地域の特別支援学校のセンター的機能の活用を行う等、校内支援体制の構築に向けた指導・助言を行い、特別な教育的支援が必要な生徒への指導や支援の充実を図っていく。	改善
			H27-				
			特別支援教育課				
取組項目 iv	○	4	発達教育指導費	発達障害等教育支援研修会は令和5年度よりもコンテンツを増やしてオンデマンド形式で実施する。また、各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした特別支援教育次世代リーダー養成研修を実施する。	②	幼稚園や保育所、小・中・高等学校における特別支援教育の推進のために、全ての教職員を対象とした発達障害等教育支援研修会（基礎編）のコンテンツを充実させていく。また、特別支援教育の推進に向けた計画的な人材育成を図るため、各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした特別支援教育次世代リーダー養成研修を実施する。	改善
			—				
			特別支援教育課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】
① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点